



鳥取県公報

令和2年6月30日（火）
第9213号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 公 告	令和2年度毒物劇物取扱者試験の実施の変更（医療・保険課）・・・・・・・・・・ 2
	大規模店舗の設置の届出に対する知事の意見（住まいまちづくり課）・・・・・・・・ 2

公 告

令和2年5月15日付鳥取県公告（令和2年度毒物劇物取扱者試験の実施）を次のとおり変更する。

令和2年6月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

変 更 後	変 更 前
<p>5 受験手続</p> <p>(1) 書類の提出先</p> <p><u>新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、今年度の試験は、受験願書の提出時点で本県に居住している者のみを対象とし、書類の提出先は次のとおりとする。</u></p> <p><u>鳥取市健康こども部鳥取市保健所（〒680-0845 鳥取市富安二丁目138-4）</u></p> <p><u>鳥取県中部総合事務所福祉保健局（〒682-0802 倉吉市東巖城町2）</u></p> <p><u>鳥取県西部総合事務所福祉保健局（〒683-0802 米子市東福原一丁目1-45）</u></p> <p>9 <u>その他</u></p> <p><u>新型コロナウイルス感染症の流行の状況により、試験の中止及び延期並びに実施方法の変更を行う場合は、その旨を公告するとともに、鳥 取 県 の ホ ー ム ペ ー ジ（https://www.pref.tottori.lg.jp/70513.htm）に掲載する。</u></p> <p>10 略</p>	<p>5 受験手続</p> <p>(1) 書類の提出先</p> <p>ア <u>県内居住者 鳥取市健康こども部鳥取市保健所（〒680-0845 鳥取市富安二丁目138-4）</u></p> <p><u>鳥取県中部総合事務所福祉保健局（〒682-0802 倉吉市東巖城町2）</u></p> <p><u>鳥取県西部総合事務所福祉保健局（〒683-0802 米子市東福原一丁目1-45）</u></p> <p>イ <u>県外居住者 鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目220）</u></p> <p>9 略</p>

令和2年4月14日付鳥取県公報第9192号で公告した（仮称）TSUTAYA米子東福原店に係る鳥取県大規模店舗立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づく大規模店舗の設置

の届出について、条例第11条第2項の規定に基づき、意見がない旨を届出者に通知したので、同条第3項の規定により公告する。

なお、このことに異議があるときは、条例第12条第1項の規定に基づき令和2年7月14日までに知事に意見書を提出することができる。

令和2年6月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治